

# 大竹市事業評価監視委員会議事録

日 時 平成 16 年 12 月 5 日(日) 14:00~16:35  
場 所 大竹市役所 4階第2会議室  
出席者 委員 6 名 : 島, 池田, 大里, 清水, 中村, 松川  
市 10 名 : 市長, 都市計画課職員 5 名, 企画課職員 4 名

## 【対象事業名】大河原総合公園整備事業

### 1. 大竹市長あいさつ 市長

大竹市は、今年で市制 50 周年である。50 年を振り返ると、かつては非常に元気のよい時代もあったが、現在は非常に厳しい時代に入っている。そういう中で、事業を計画したものの、執行ができていない事業が多々ある。その理由の 1 つとして、「行政が予算主義のため、成果に対する評価への厳しい見方が乏しかったのではないかと」考えている。また、事業にとりかかったものの、最終段階までいかない事業も数多くあるのではないかと考えている。

大竹市では平成 11 年 12 月に大竹市公共事業再評価実施要領を定め、一定の条件を満たす事業について、再評価を行うこととしている。この委員会は、第三者の意見を求める諮問機関として設置されたものである。

本日は、都市計画課が進めている「大河原総合公園整備事業」が再評価の対象となっている。皆さんのご審議をよろしくお願ひし、ご意見をいただきたい。

### 2. 自己紹介 委員改選後、初めての委員会のため、委員の自己紹介を行った

### 3. 委員長の選出 島委員を委員長に選出した

### 4. 事業概要説明 都市計画課長

#### ○ 事業概要の説明

##### 《目的》

大竹市のレクリエーション施設としては、小規模な運動施設や都市周辺部の自然環境を活用した野外レクリエーション施設のみで、大竹市のシンボルとも言える総合的な都市基幹公園は未整備であるため、近年のレクリエーション需用に対処し、恵まれた自然条件を生かし、広く市民が四季を通じて自然に触れ、学び、健康な心身の維持増進に寄与する総合的利用の図れる公園を整備し、本市におけるレクリエーション活動拠点として位置付けを図る。

##### 《経緯》

昭和 6 1 年 3 月 大河原総合公園基本構想策定

昭和 6 2 年 1 月 都市計画決定

昭和 6 2 年 2 月 事業認可を受け、事業に着手(認可期間 : S62. 2. 12~H5. 3. 31)

平成 5 年 4 月 供用開始予定

期間内に事業が完了しなかったため、変更認可を受ける

(認可期間 : S62. 2. 12~H8. 3. 31)

平成 8 年 3 月 用地交渉が難航し、用地取得が困難になったため、事業認可を一時打ち切る

※ 現在、本事業の完了時期は、未定である。

## 《整備計画》

計画用地面積	137,468 m <sup>2</sup>
未買収用地面積	14,412 m <sup>2</sup>
工事施工済箇所	延長 200m(進入路付近)
総事業費	1,441,000 千円
支出済額	243,580 千円(測量費, 設計費, 用地費, 工事費)
進捗率	事業費ベースで約 17%, 工事費ベースで約 12%(平成 16 年度現在)

### ○ 費用対効果分析資料の説明

- ・ 国土交通省が示す「改訂 大規模公園費用対効果分析手法マニュアル」により、費用対効果を分析した。
- ・ 便益額算定の前提条件の設定として、分析対象公園を利用すると考えられる誘致圏域を設定し、誘致圏域内の人々が利用すると考えられる競合公園を設定した。総合公園のうち、岩国市の吉香公園、和木町の蜂ヶ峯総合公園は、直接利用価値(便益)の算出に利用する。その他の運動公園、風致公園、特殊公園は、本公園と性格が異なるため、間接利用価値(便益)のみ利用する。
- ・ 設定した誘致圏域の年齢別人口、競合公園の魅力値等のデータを整備し、各公園の需要推計を行い、直接利用価値(便益)、間接利用価値(便益)の算出を行った。
- ・ 直接利用価値(便益)とは、公園を整備することによって利用者が利用することで得られる価値のことであり、利用者の公園までの移動費用を利用して、公園整備の価値を貨幣価値で評価するものである。プロジェクトライフ 50 年間の直接便益は、354,110 千円/50 年である。  
間接利用価値(便益)は、間接的に公園を利用することによって生じる価値のことで、「環境の維持・改善、景観の向上に役立つ価値」と「防災に役立つ価値」の 2 項目に分類し、合計したものである。プロジェクトライフ 50 年間の間接便益は、7,215,048 千円/50 年である。  
合計便益(B : Benefit)は、7,569,158 千円/50 年である。
- ・ 費用については、事業費として、本工事の測量費・設計費・用地費・補償費の総額が 1,441,000 千円のうち、分析実施時の平成 16 年を 1 とした各年の割引率を 4 %として、補正した額が 1,524,596 千円である。  
維持管理費としては、県内の都市基幹公園の年間維持管理費が概ね 200 円/m<sup>2</sup>なので、公園計画面積 137,000 m<sup>2</sup>の年間維持費は、27,400 千円になる。供用開始年を平成 21 年とし、割引率 4 %を加算したプロジェクトライフ 50 年間の維持管理費は、503,151 千円である。  
合計費用(C : Cost)は、2,027,747 千円である。
- ・ 国土交通省の公園における客観的評価指数による投資効果については特別な定めはないが、費用便益比率が 1.0 以上の事業であれば、問題ではないとされる。本事業の算定の結果、費用対効果(B/C)は 3.73 である。
- ・ 本事業の必要性については、周辺市町村に類似した公園があること、また、国勢調査での人口が平成 2 年に約 33,000 人だったのが、平成 12 年には約 31,000 人と、年々減少傾向にあることから、大規模公園の必要性は必ずしも高いとは言えない。  
しかし、公園緑地空間の創造は、これからの高齢化社会や多様化する地域ニーズへの対応を行うために必要であり、幅広い年齢層の健康維持・増進、自然と人とのふれあい等、増大するレクリエーション需要を生み出す都市公園としての整備が重要であると考えます。

### ○ 質疑応答

- A 委員 用地買収等の件で中止せざるを得なかったということであったが、「本事業を継続していこう」という意識は、どこから出ているのか。

- 都市計画課 大竹市には、憩いの場所が不足している。小公園の充足率は満たしているが、大規模な総合公園規模の公園が不足しているため、公園の整備をしたい。
- E 委員 本事業は昭和61年に開始して、市長が3人替わっている。当初は市制30周年事業ということで、昭和61年に事業を開始し、4年間で2億2,785万円の費用を使っているが、時代が変わり、市長が替わって事業がストップし、今日に至っている。「なぜ事業を推進しなかったのか」、理由を分析する必要がある。
- 本事業は14億4,000万円の計画に対して2億4,000万円の実績で、進捗率が17%であり、まだ12億円ほど事業が残っている。
- 現地に行ってみたら、アクセス道及び道路は未整備で、現状は公園とは程遠く、雑木林なので樹林公園のようである。眺望が悪く、騒音がするし、トイレ・水飲み場がない。現地に行くのが難しいので、緩衝緑地・避難緑地にもならない。使うとすれば、登山道・散策道ぐらいである。あとは、湖沼を生かして何かをするかどうかである。
- 14億円もかけて、利用価値があるのか。情報公開をした場合、おそらく住民からは賛成が得られないのではないかと。
- 以上、様々な問題を見て結論的に言うと、市が多額の債務を抱える中で、これ以上の投資が許されるのか。1億円の債務は住民1人あたり約33,000円、1世帯あたり約83,000円の負担になる。そういうことも念頭に置く必要があるのではないかと。残った事業費を投資せずに、別の事業に使うことができるのではないかと。
- 客観的には、事業を凍結・中止すべきと思う。その時には、既に投資した2億4,000万円の処理、既に借金している6,000万円や補助金の取り扱い、地元地権者・国・県との関係等、色々な問題が出てくると思うが、凍結・中止しても、十分、市民の賛意が得られるのではないかと。
- 「どうしても事業を凍結・中止できない」ということであれば、公園までのアクセス、道路、山道の整備には相当の費用がかかり、公園らしい施設を整備すると費用がかさむので、計画を大幅に見直し、最小の投資で最小の整備で我慢するしかない。自然を維持し、健康・体力維持のための登山道を整備するぐらいで、最低の整備で極力出費を抑えることが必要である。しかし、投資額によっては、凍結・中止もやむを得ないのではないかと。
- B 委員 本事業については、やめた時に返さなければいけない補助金の額はいくらか。
- 都市計画課 国庫補助が約23,000千円である。国庫補助の裏負担という大竹市負担分があり、これは起債である。起債が約60,000千円である。
- 本事業を開始した昭和61年から本日まで、非常に長い年月がたっている。通常、全体(13.7ha)のどこか一部分でも供用開始していれば、このような状態にならなかった。「一部供用開始」も考えたが、入口にしても供用開始できる状況ではないし、資金調達ができずに、今日に至っている。
- お金を返して、「これで終わり」ということでもないが、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」では、事業効果が発現していない事業については、一定のルールとして、お金を返さなくてはならないことになっている。
- B 委員 本事業をやめることにより、多額の補助金を返したり、市民に相当な負担がかかるのであれば事業の継続を考えてもよいが、1億円ぐらい返せばすむのであれば、事業を中止して、平地に公園を作る等、他の事業をした方がよいのではないかと。
- D 委員 現状では「中止すべき」ということになるかもしれないが、将来的に時代が変わ

って、「しまった、あの時にあの計画を中止せずに置いておけばよかったな」ということになるかもしれないと思う。一度事業を中止したら、復活させることはできないので、一番安い方法で整備しておけば、時代が変わってできる時が来れば、「継続しておいてよかった」ということにもなるかもしれないと思う。

A 委員 現在は、市の単独事業である。10年後に市の財政事情が変われば別だが、原計画を市の単独事業で実施するのは、まず無理だと思う。もし、補助事業で実施しようと思えば、原計画というわけにはいかないで、計画を変更しなければならないのではないか。

なぜ、事業認可が切れる時にこの委員会を開催せずに、既に事業認可が切れて何年もたっている今、委員会を開催するのか。

都市計画課 平成7年度に広島県と大竹市は協議を行っている。この時に、用地買収(現在の未買収地)が残っており、地権者との交渉が難航していたので、「一旦、事業を休止にしよう」ということになり、「未買収地の用地交渉が完了した時(事業計画区域の用地取得が完了した時)に再認可を受ける」ということになった。ところが、国土交通省との協議の中で、「一度認可を切ったものに対して、再認可は与えない」「そういう例はない」ということを明言されたので、その時点で市の単独事業ということが分かった。

補助対象事業ではないので、原計画のままでは、とても単独で実施できないことは分かっている。しかし、今まで取得した88%の土地の所有者の方の意向もある。事業を中止して、国・県へ補助金等を返還するよりも、本事業を推進していくために土地の所有者から了解をいただいた以上は、自然を愛でるということでハイカーもいるし、「整備してほしい」という声も聞くので、現状の中で土地を有効に活用し、土地の所有者に対して説明がつくような整備をしたいと考えている。

A 委員 散策道をこれから10年、20年かけて作るということであれば、国・県へ補助金を返還しなくてもよいのか。

都市計画課 原計画を抜本的に変更することになるが、本事業を継続・推進することになるので、返還しなくてもよいと考えている。

国が求めているのは、「本事業を継続するのか、中止するのか」という結論である。「中止する」ということになると、補助金返還の可能性はある。我々は国に対して「原計画では実施できない」「大竹市の実情にあった、費用をかけずに、軽微なもので、土地所有者に説明がつくもので実施したい」と言っている。

国土交通省に対しては、「大願寺山や大竹港の埋め立て、岩国大竹道路等の事業があり、平成22年まではそちらに重点を置かなければならないので、それ以後の実施を目指します」と言っている。

E 委員 「重点事業が平成22年までであるので、それまでは本事業を実施しなくてもよい」ということは、国土交通省も認めていることなのか。

都市計画課 その旨、文書を出しているが、回答はない。

C 委員 市長は「市民に理解してもらおう」ということで、情報公開をしているが、なぜか本事業については情報公開されていない。自分は訪問介護をしているが、実際、お年寄りに「本事業を知っているか」と聞くと、ほとんどの方が知らない。施工する前の説明・情報が不足しているので、理解が得られていないのではないか。

D 委員 その頃は、あまり市民に情報を公開するということをしていなかった。「買収が始まる頃に、噂話になって初めて分かる」というのが、昔の公共事業のやり方である。市民に情報を公開すると、「事業が進まない」ということがある。

C 委員 そのため、市民の理解が不足しているのが大きなネックだと思う。  
委員 長 昔の公共事業は、どこもそうである。最初の計画は内部だけで検討されているので、市民の意見はほとんど入らない。最近では、随分改善されてきているようではある。

C 委員 現在、ほとんどの市民が本事業のことを知らない状態である。費用対効果分析では、利用する人は少ないだろうということで計算されていたが、そうでもないと思う。私は散策のためにお年寄りを連れてあちこちに行くが、地元でこのような公園があれば利用したいと思う。その時には、お年寄りが安心して行けるように、車椅子でも上がれるようなものにしてほしい。

88%の土地が買収済みであり、買収された土地は公園目的以外には使えないということなので、土地を提供された方の意思を市民として大事にしてあげなければならないのではないかと思うので、残り12%の方の説得をし、理解していただくなければならないのではないか。

委員 長 私も、市内に市民の憩いの場、福祉の場ができるということは、非常に素晴らしいことだと思う。このような場が市内になく、市外に行かなければならないということは、非常に寂しいことである。

財政的な問題も出ているし、都市計画課からは「原計画を見直して、できる範囲で実施する」ということも言われている。

最近では、「環境地盤」という言葉が出てきている。「災害を起こさせないような地盤にするにはどうしたらよいか」、また、小学校等では取り入れられていると思うが、「子ども達が教育を受ける場」に「ビオトープ」ということが盛んになっている。生徒達が遠足として行ける場がないのかどうか。また、整備計画図では池があるが、これは河川から流れているものか。

都市計画課 自然にできた池である。

委員 長 そういうものは貴重なものであり、大切にしなければならない。そういうものは、教育のためには非常に価値がある。大人は、昔、「自分達が川でいかに遊んだか」「楽しいか」ということを忘れてしまっている。今の子どもにはそういう場所がない。そういう場を我々大人が作らなければならない。しかし、多額のお金をかけてはいけない。お金をかければ、何でもよいものができるのは当たり前のことである。

見晴らしの悪い木は切ってチップにして散策道に敷き、木の切り株はそのままにしてカブトムシの生息の場とする。そうすれば見晴らしもよくなるし、その土地の珍しい動植物が繁茂してくる。そんなにお金をかけずにできるのであれば、大竹市の事情もあるだろうが、将来の子どものために、もっと早い時期にできないのかと思う。

## 5. 対応方針案の説明 都市計画課課長補佐

- ・ 場所としては、色々指摘もあったが、原計画の本来の目的が「眺望のよいところ」ということであり、ハイキングやピクニックの場でもある。また、学校の総合学習の場として、大竹の小学校は生徒を連れて上がっている。教育の場としても使われているので、我々としては本事業を実施したい。
- ・ 近隣に「蜂ヶ峯総合公園」があり、人口が減少しているという現状を踏まえ、「現行の都市計画に基づく整備を抜本的に見直さなければ、実施できない」と判断しているので、「抜本的な見直しの中での推進」を提案する。現状をそのまま生かし、自然環境に重点を置いた公園として整備

したい。

○ 質疑応答

委員 長 都市計画課の説明の中では、「原計画を変更したい」ということだったが、どのような見直しが可能なのか。土地の買収はしなければならないのか。

都市計画課 都市計画区域はそのまま残るので、努力はしなければならないと思う。

委員 長 計画区域の全面積を確保しなくても、事業はできるのか。

都市計画課 事業はできる。現在、取得している土地の範囲内で実施することになる。ただ、区域がそのまま残るので、将来、「区域の変更」という問題が出てくる。「取得ができない」と判断した場合には、抜本的に、規模も区域も変更することになる。

D 委員 用地買収をすると事業費が増えるのではないのか。

都市計画課 もちろん増える。

E 委員 未買収地が約4,000坪あるが、莫大な費用がかかる。今後、「買収を積極的に推進していこう」という考えなのか。はっきりしてほしい。

都市計画課 都市計画決定して区域を指定すると、施設ができていなくても、都市計画法上は施設としてみなす。事業に着手しており、買取請求があれば道義的には買い取らなければならないと考える。

E 委員 大竹市は、一般会計の通常収入が年間70億円しかないのに、借金は500億円以上ある。10年先、20年先に本当に払っていけるのかをよく考えなければならない。ひょっとすると、平成18年度にも、大竹市は財政再建団体に落ちるかもしれない。もっと厳しい姿勢で財政運営に携わっていただき、「できるだけ市民の税金は使わない」「これ以上、赤字は出さない」という今の市長の方針でやってほしい。「どうしても買ってくれ」と言われれば、安く買えばよいのであって、積極的にアプローチして買う必要はない。

「どうしても整備する」ということであれば、最小限の費用で実施してほしい。

委員 長 抜本的な見直しの中で、都市計画決定の線引きを変えるということではできないのか。

A 委員 未買収地を積極的に買うのではなく、原計画を見直すのであれば、買取請求があっても買い取らないようにできないのか。

委員 長 それができるのであれば、そういう方向で見直しをお願いしたい。

都市計画課 十分議論していただいたが、我々の対応方針(案)の方向性で意見をいただいたと思っている。「抜本的な見直しの中での推進」ということでよいか。

委員 長 「できる範囲で」ということを言っておられるので、了承したい。維持管理についても経費がかかると思うが、計画はどうなっているのか。

都市計画課 毎年、市内にある公園・緑地を維持管理する予算を組んでいるが、その中で、少しずつ対応することしか考えていない。現在、市内にある公園については、地域のご協力をお願いしているので、本公園もボランティア等により整備していきたい。

委員 長 作ったまま放置すると荒れてくる。荒れるということは、地面の中にバクテリアが介在し、災害につながる。せっかく作った散策道がズタズタに切れる可能性がある。そういうことも知っておいていただけたらと思う。「経費をかけずにどうするか」ということが肝心であるが、それについては検討してほしい。

都市計画課 本公園を整備するには、ボランティアという形で皆さんにご協力をいただかないと難しいと思っているので、整備を実施することになれば、情報を流し、地域

の方をお願いをしたいと思っている。そうしなければ、よいものはできないのではないかと思う。

委員長 本委員会としての意見をまとめたいと思う。

本委員会としては、「原計画が市の単独事業に切り替わったので、事業計画を変更し、変更する中で本事業を縮小して見直しし、できる範囲で実施する」ということで、「本事業は継続」ということにしたいと思うが、どうか。

各委員 異議なし。

委員長 今日、審議の際に出た我々の意見を「対応方針」の中に入れていただきたい。ぜひ、実りある大竹市の事業になるように、また将来、大竹市民のための素晴らしい場になるように願っている。

以上で、本日の委員会を終了したいと思う。

○ 当該事業に対する意見

A 委員 市民は皆、「大竹市にお金がない」ことは知っている。今後、お金をかけたくないので、区域内に未買収地があっても、買わないでほしい。

C 委員 私達がお年寄りを連れて行く際、上から大竹市を見ることはない。生活音を聞くということは、「嬉しい」という表現が合うか分からないが、「大竹はこんなまちだったのか」ということが分かり、「今、ここに自分がいるんだ」ということを自覚するので、私は別の意味で、生活音がするのはよいのではないかと思う。

車椅子で通るのは難しいようであるが、全部を車椅子で通れるようにするのはなく、どこかに1箇所、よいポイントがあれば、せめてそこまでは車椅子が通れる道を整備するよう検討していただきたい。委員長が言われたように、木を切ってチップにして、散策道に敷いて、できるだけ自然に近い形で整備してほしい。

E 委員 本来、本事業はやめてほしい。どうしてもやむを得ないということであれば、次善の策として、色んな方法をとったらどうかと思う。

○ 事業評価監視委員会について

E 委員 このような委員会では、現地へ皆で一緒に行って、素人ながら現地を見て、一緒に考えるという時間を与えてもらうのが一番よいのではないかと思う。そうしないと、机上の空論になり、どうしても観念的になる。実情を見て、「どうあるべきだろうか」という議論をすることが大切なのではないか。